

# 広報

# どうし

## 道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくれます。
- 一、生産に励み豊かな村をつくれます。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくれます。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくれます。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくれます。

2006 October **10**月号

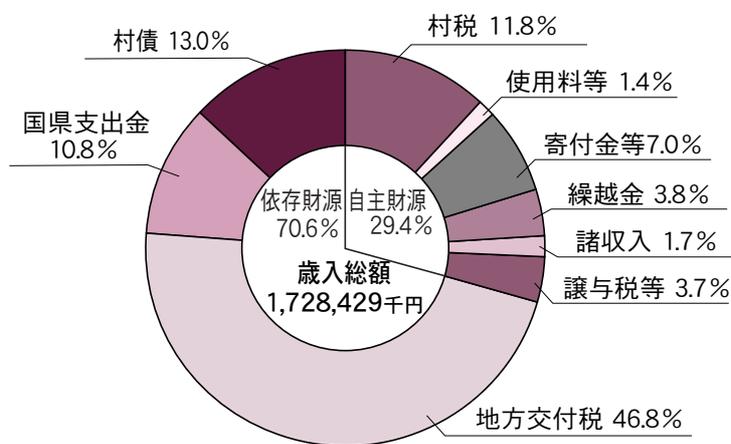


9月12日 福祉センターにて実施された乳幼児事故予防教室において、都留消防署 道志出張所の講師による心配蘇生法の実技指導が行われました。

# 公 表

一般会計 **歳入** 17億2,842万9千円

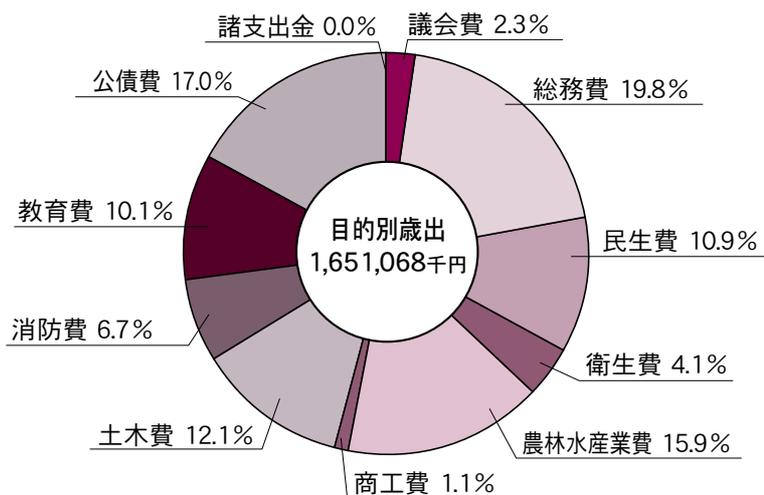
**歳出** 16億5,106万8千円



平成十七年度の一般会計と八つの特別会計の決算が九月の定例議会で承認されました。

一般会計の歳入の総額は、十七億二千八百四十二万九千円、対前年比率は、二・一％の減となりました。

歳出総額については、十六億五千六百八千円、対前年比率は、二・九％の減となりました。



## 1世帯当たり、1人当たりの歳入・歳出

一般会計を平成17年度末の世帯数(616世帯)と人口(2090人)で換算すると、次のようになります。

一世帯当たり

一人当たり

歳入	280万5,891円	82万6,999円
歳出	268万0,305円	78万9,984円

## 平成17年度 決算総括表

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	翌年度に繰越すべき財源	実質収支	
一般会計	1,728,429	1,651,068	77,361	9,369	67,992	
特別会計	国民健康保険	259,696	209,178	50,518	0	50,518
	国保診療所	116,652	111,651	5,001	0	5,001
	簡易水道	37,865	37,513	352	0	352
	老人医療	239,949	243,168	△3,219	0	△3,219
	観光施設	400,858	397,781	3,077	0	3,077
	介護保険	120,796	120,755	41	0	41
	介護サービス	28,702	28,701	1	0	1
	浄化槽	121,403	121,249	154	0	154
合計	3,054,350	2,921,064	133,286	9,369	123,917	

## 平成17年度

# 決

# 算

### 歳入状況

(単位：千円、%)

区 分	17 年 度			16 年 度		増 減 率
	決 算 額	構 成 比	増 減 額	決 算 額	構 成 比	
村 税	204,415	11.8	△ 7,922	212,337	12.0	△ 3.7
地 方 譲 与 税	23,179	1.3	3,429	19,750	1.1	17.4
利 子 割 交 付 金	1,280	0.1	△ 858	2,138	0.1	△ 40.1
配 当 割 交 付 金	428	0.0	165	263	0.0	62.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	740	0.0	406	334	0.0	121.6
地 方 消 費 税 交 付 金	20,364	1.2	△ 1,962	22,326	1.3	△ 8.8
自 動 車 取 得 税 交 付 金	8,660	0.5	△ 405	9,065	0.5	△ 4.5
地 方 特 例 交 付 金	8,061	0.5	692	7,369	0.4	9.4
地 方 交 付 税	809,525	46.8	△ 57,377	866,902	49.1	△ 6.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	485	0.0	485	0	0.0	皆増
分 担 金 及 び 負 担 金	10,298	0.6	△ 2,242	12,540	0.7	△ 17.9
使 用 料 及 び 手 数 料	13,673	0.8	577	13,096	0.7	4.4
国 庫 支 出 金	43,837	2.5	21,645	22,192	1.3	97.5
県 支 出 金	142,253	8.2	34,280	107,973	6.1	31.7
財 産 収 入	151	0.0	△ 23	174	0.0	△ 13.2
寄 付 金	118,003	6.8	10,421	107,582	6.1	9.7
繰 入 金	3,729	0.2	845	2,884	0.2	29.3
繰 越 金	64,979	3.8	△ 49,349	114,328	6.5	△ 43.2
諸 収 入	29,336	1.7	4,164	25,172	1.4	16.5
村 債	225,032	13.0	6,464	218,568	12.4	3.0
歳 入 合 計	1,728,429	100.0	△ 35,564	1,764,993	100.0	△ 2.1

### 目的別歳出状況

(単位：千円、%)

区 分	17 年 度			16 年 度		増 減 率
	決 算 額	構 成 比	増 減 額	決 算 額	構 成 比	
議 会 費	37,915	2.3	△ 8,530	46,445	2.7	△ 18.4
総 務 費	326,400	19.8	33,739	292,661	17.2	11.5
民 生 費	179,818	10.9	14,011	165,807	9.8	8.5
衛 生 費	68,129	4.1	△ 7,817	75,946	4.5	△ 10.3
農 林 水 産 業 費	262,078	15.9	39,380	222,698	13.1	17.7
商 工 費	18,197	1.1	△ 1,188	19,385	1.1	△ 6.1
土 木 費	200,296	12.1	50,631	149,665	8.8	33.8
消 防 費	109,975	6.7	10,844	99,131	5.8	10.9
教 育 費	167,314	10.1	1,409	165,905	9.8	0.8
災 害 復 旧 費	0	0.0	0	0	0.0	0.0
公 債 費	280,897	17.0	△ 64,301	345,198	20.3	△ 18.6
諸 支 出 金	49	0.0	△ 117,123	117,172	6.9	△100.0
歳 出 合 計	1,651,068	100.0	△ 48,945	1,700,013	100.0	△ 2.9

# 平成十七年度

## 主な事業の実施状況

### 一、総務・民生・環境衛生関係

① 消防施設等公共施設非常用発電装置設置事業（五〇KVA）一式  
九、五一三千元

② 小型動力ポンプ付積載車整備事業（積載車二台）一〇、九九三千元

③ 防災無線戸別受信機設置事業（一〇〇基）  
六、三〇〇千元

④ 道志村新総合計画策定事業（委託他）  
三、〇九四千元

⑤ 道志村過疎対策事業（自立促進計画十四事業）二八二、七九五千元

⑥ ふるさとづくり推進事業（人生記念樹・横浜市と道志村の友好交流事業・公益信託道志水源基金事業・団体補助・日印の経済交流事業）  
四二、四三三千元

⑦ 電子計算機費（コンピューター保守整備費）  
一八、五六五千元

⑧ 戸籍電算化事業（委託・使用料及び賃借料）  
二四、〇五〇千元

### ⑨ 老人福祉費

（老人医療費支給事業）  
一、二七八千元  
（敬老祝い金事業）  
八五八千元  
（老人保護措置事業）  
二、六八六千元

⑩ 在宅福祉事業（社協委託〔配色サービス・訪問理美容サービス・紙おむつ支給サービス〕）  
一、三三三千元

⑪ 身体障害者福祉費（厚生医療・補装具・施設等支援費・重度医療）  
二九、五四一千元

⑫ 児童福祉費（児童手当・保育所運営）  
五〇、一五二千元

⑬ 老人保健事業（基本検診・働き盛り花の実年検診他）  
七、九八三千元

⑭ 母子衛生費（子育て教室・母子保健事業・乳児医療）  
一、八六六千元

⑮ 環境保全費（ごみステーション設置補助・村内一斉清掃・一般廃棄物処理委託）  
二七、六四五千元

⑯ 介護保険（介護保険繰出金）  
二三、二七七千元

### 二、農林水産関係

#### ① 農業関係

中山間地域等直接支払事業（交付金）  
七、三三七千元

特定農山村地域支援事業（備品購入等）  
二、九八二千元

中山間地域総合整備事業（和出村の農道・田代橋梁・川原畑用水路他）  
一四六、六四〇千元

地籍調査（委託・使用料）  
一六、四六五千元

山村振興等農林漁業特別対策事業（下向橋橋梁工事）  
五九、二九四千元

体験農園運営費  
三、四七九千元

#### ② 林業関係

林道富士東部（南）線開設負担金  
七、〇〇〇千元  
林道開設改良費  
（道坂・菜畑線）  
六〇、六七一千元  
（大室指線）  
四八、二〇〇千元

### 四、土木関係

① 道路維持費  
村道維持（除雪・塩カル等）  
一、二〇二千元  
村道・林道維持（舗装・補修・水路・側溝）  
二、七四八千元

#### ② 道路開設改良費

村道湯本線改良舗装工事  
九、六六〇千元  
村道久保・秋山線舗装工事  
二〇、二二三千元

#### ③ 住宅管理費

（池之原団地・菜畑住宅）  
一、九一三千元

#### ④ 住宅建設費

（村営谷相団地新築工事）  
三DK 四戸  
五六、五四六千元

### 五、上下水道関係

#### ① 浄化槽事業

（管理費二二二基）  
一八、〇四二千元  
浄化槽建設費（五十四基）  
一〇二、七四五千元

### 二、商工・観光関係

① 商工費（商工会事業費補助金等）

②簡易水道事業（管理運営・給水戸数六二一戸） 三七、五一三千元  
大室指井戸ポンプ設置工事 一、三六五千元

**六、教育関係**

①スクールバス委託（小学校三台） 三三二、二三三千元  
（中学校二台） 九、一五六千元

②学校維持費（旧善之木小解体工事） 一〇、六〇九千元  
（小学校警報設備） 七三二千元  
（小学校渡り廊下設備） 三、四六五千元  
（パソコン教室整備） 四、二六五千元

③保健体育振興費（体育協会・ロードレース・スキー教室） 二、四〇〇千元

④高校生就学助成金（年間六〇、〇〇〇円×九十三人） 五、五八〇千元

**地方債現在高の状況**（平成17年度末現在）

（単位：千円）

起債区分	件数	金額
一般公共事業	3	18,213
一般単独事業債	6	117,229
公営住宅建設事業債	1	22,826
義務教育施設整備事業債	2	8,240
災害復旧事業債	5	6,037
過疎対策事業債	13	1,299,098
減税補てん債	8	28,502
臨時税収補てん債	1	10,361
臨時財政対策債	9	445,148
都道府県貸付金	1	13,200
国保過疎対策事業債	3	10,700
水道事業債	6	214,970
過疎対策事業債	4	88,077
下水道事業債	5	154,400
合計	67	2,437,001

**基金現在高の状況**（平成17年度末現在）

（単位：千円）

基金の名称	基金の額
道志村財政調整基金	383,411
村債管理基金	131,848
道志村公共施設整備等事業基金	306,567
土地開発基金	116,624
道志村ふるさと振興基金	107,125
中山間地ふるさと水と土保全対策基金	9,928
西川鏡教育基金	21,302
道志村地域福祉基金	100,000
道志村国民健康保険財政調整基金	68,235
道志村観光施設等特別会計基金	43,086
道志村特定農山村地域振興基金	2,744
広域常備消防事務委託費負担金基金	42,257
道志村介護保険基金	3,749
合計	1,336,881

# 決算審査

## 意見書(要旨)

地方自治法第二二三条第二項の規定に基づく決算審査の意見書を次のとおり提出します。

平成十八年九月八日

道志村監査委員

大房 一邦

佐藤 一仁

村長から提出された平成十七年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査しました。

審査に当たっては、(1)決算計数は、正確であるか、(2)予算の執行は、適正かつ効率的になされているか、(3)財産の管理は、適正に処理されているか、などを主眼に置き、決算書等及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係職員から決算についての説明を聴取するなどの方法により審査を実施しました。

### 1 審査対象及び期間

一 平成十七年度道志村一般会計

及び特別会計決算、財産

二 平成十八年八月二十一日から

平成十八年八月二十八日

### 2 審査の結果

#### 一 総括

##### (1) 決算計数

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書の係数は、誤りのないものと認めます。

##### (2) 予算執行

##### ① 歳入について

一般会計の歳入は、一七億二八、四二九千円で、前年度に比べ三六、五六四千円(二・一%)減少しています。特別会計の歳入は、一三億二、五、九二一、二一十千円で、前年度に比べ八、八九一、一十、〇七〇千円(〇・七%)と僅かに増加しています。一般会計と特別会計を合わせた収入未済金は二三、四九、九千円で、前年度に比べて三、七九、四、四、九百円(十九%)の増加になっています。

未収金対策はこれまで、担当などの戸別訪問による徴収、口座振替の推進による徴収率の向上等で一定の成果はあったものの、滞納者は固定化の傾向をみせており、今後の課題になるものと思われまます。

また、近年、村内における別荘及び新規居住者の増加に伴い、新たな滞納の形態が出てきているため、先進地市町村のこれまでの教訓を学ん

でいくことも必要であると考えます。未収金は、歳入の欠損のみならず住民負担の公平性の見地からも、実効ある対策に努められるよう望むものです。

##### ② 歳出について

一般会計の歳出は、十六億五、〇六八千円で、前年度に比べ四八、九四、五、〇〇〇千円(二・九%)減少しています。減少した主なものは、議員歳費、償還金などが挙げられます。一方、増加した主なものは、無停電装置設備の設置、村営住宅の新設などがあります。

また、一般会計を性質別経費で見ると、義務的経費が七七、〇四七、〇〇〇千円の減、公債費が六、四、三〇、〇〇〇千円の減となつていことから行政経費の削減が進んでいることが伺われますが、その多くが議員及び特別職におけるものであることから、今後、一般職においても「集中改革プラン」の推進が望まれます。

投資的経費は、一〇、四、二〇六、〇〇〇千円増しているが、その内容は村単独事業費が五、七三、四、〇〇〇千円減額に対し、補助事業費は一、〇、六一、五、〇〇〇千円増額しているため、財政上の有利な事業の取り組みが行われているものと受け止められ、今後とも、事業化にあたっては、地域ニーズを踏まえたなかで、地域に即した社会資本の投資に取り組みられることを望みます。

その他経費については、七、六、一〇、四、〇〇〇千円減額している、そのなかで積立金が一、一、七、一、二、一、〇〇〇千円減額となり、繰出金が三、二、四、二、四、〇〇〇千円増額となつていことから財政運営が一段と厳しさを増してきているものと思われまますので、今後とも、内部経費等の縮減に努められるよう望みます。

特別会計の歳出は、一、二、億、六、九、九、九、六、〇〇〇千円で、前年度に比べ一、一、五、〇、〇〇〇千円(一・九%)と増加傾向にあります。特に、介護保険事業への対象者の増加及び内容変更による増額、浄化槽整備事業の前倒による増額等が挙げられます。一方、観光の三施設事業における利用者の減少による減額など、総体的に減少傾向を示した数値となっています。

### (3) 会計別意見

#### ア、一般会計

##### ① 経営指数

普通会計によつて財政構造をみると、経常収支比率は昨年度に比べ一・四ポイント下降した八十一・五%となつており、県内市町村の平均が八十二・二%となつていことから一定の評価ができません。また、財政力指数は、昨年度の〇・一八六から〇・二〇四に、自主財源比率も二十七・七から二十九・四に、僅かながら上昇し、これまでにない傾向を示しているが、依然として財政構造の大きな課題が残っています。

## ② 経常収支比率

経常経費は、人件費・扶助費・物件費・維持補修費・補助費等・公債費などの経費で義務的性格の強いものとされているが、スリムな行政を進めるためには、この経費を一定目標まで抑える縮減が重要な行財政課題と考えます。

## ③ 地方債

地方債の残高は、昨年度に比べ二一、九九八千円減少し、公債費比率は九%になっていることから、財政構造の弾力性は維持されたものとなっています。今後も、地方債の発行は計画性をもって、有利債の活用を基本に、最小限の活用にも努めることを望みます。

## イ、特別会計

次の八つの特別会計を行っているが、一般会計からの繰り出し金に負う会計が多く、長く課題とされている健全な財政化が今後も課題となっています。

### ① 国民健康保険特別会計

平成十七年度の本会計決算は、歳入二五九、六九六千円、歳出二〇九、一七八千円で、実質収支五〇、五一八千円の黒字となっています。

しかしながら、世帯当たりの保険料が県内で上位にあって高い負担体質になっていることから、予防における対策等を強化することで、住民も保険事業もより良い状況に進んでいくことを期待します。

### ② 国民健康保険診療所特別会計

平成十七年度の本会計決算は、歳入一一六、六五二千円、歳出一一一、六五一千円で、実質収支も五、〇〇一千円の黒字となっています。しかしながら、一般会計からの繰入金九、六七五千円によって、赤字分を補填したものとなっています。

本会計は、医科診療所と歯科診療所の二事業を一体とした会計処理が行われており、医療経営の目安となる人口にない地域であることから、ある程度の赤字は見込まれた事業と理解しますので、黒字化への努力もさることながら住民に期待される医療事業となることを期待します。

### ③ 簡易水道事業特別会計

平成十七年度の本会計決算は、歳入三七、八六五千円、歳出三七、五一三千円で、実質収支も三五二千円の黒字となっています。

しかしながら、主となるべき水道使用料は歳入の二〇%に不足しており、そのほとんどが一般会計からの繰入金となっています。このため受益者負担の適正化が考えられますが、本事業は、典型的な経営不利の地域性を有し、自己水道も多いことなどから慎重な検討が必要と考えます。

### ④ 老人医療費特別会計

平成十七年度の本会計決算は、歳入二三九、九四九千円、歳出二四三、一六八千円で、実質収支もマイナス三、二一九千円の赤字となっています。

が、本会計は、前年度会計を基準に概算処理が行われており、当年度での精算的な会計処理が通常となっています。

前年度に比べ総医療費が九・八%減になった主因は、受給者対象者の減少があります。

本事業は、平成二十年度から広域連合事業として行われる予定ですが、窓口業務、保険料徴収事務は今後も村の事務になる予定です。

### ⑤ 観光施設等事業特別会計

平成十七年度の本会計決算は、歳入四〇〇、八五八千円、歳出三九七、七八一千円で、三、〇七七千円の黒字となっています。

本会計は、「道の駅」「道志の湯」「水源の森」の三施設事業を一体とした会計処理が行われており、「道の駅」の黒字分を他の二施設の赤字分に補填した形で運営が行われています。

水源の森は六、一八九千円の赤字で昨年度に比べ歳入で十一%減、歳出で二%減と食堂収入の落ち込みが大きい中で人件費が高止まりしています。また、道志の湯は二〇、一六六千円の赤字で昨年度に比べ歳入で十五%減、歳出で四%増と収入の落ち込みとともに、職員の配置による支出の増加で赤字幅が大きくなっています。二施設事業については、事業を検証した上で、利用者の増加を図るとともに、商品販売における純

益の向上対策を検討することを求めます。

道の駅は三二、二九三千円の黒字で昨年度に比べ歳入で三%増、歳出で一%減と収入が伸び、支出の減った効率化が図られています。

### ⑥ 介護保険特別会計

平成十七年度の本会計決算は、歳入一二〇、七九六千円、歳出一二〇、七五五千円で、実質収支も四一千円の黒字となっています。

本会計は、前年度比二十五%増の歳入歳出総額になっていますが、利用者の増加及び内容変更による保険給付費の上昇が主因となっています。特に、施設利用者が他市町村に比べ高い利用率を示したため、準備基金から七、一四四千円を繰入れ、経営の安定化を図っています。今後は、健全な保険事業の運営を維持していくため、予防対策事業の成果を期待しています。

また、収入未済額は五五三千円あり、目標をもって徴収対応に取り組みられることを望みます。

### ⑦ 介護保険サーピス事業特別会計

平成十七年度の本会計決算は、歳入二八、七〇二千円、歳出二八、七〇一千円で、実質収支も一千円の黒字となっています。

しかしながら、一般会計からの繰入金一三、一一〇千円によって収支が保たれたものとなっていることから、他市町村同様の黒字化運営が求

められ、その経営体制を根本的に見直すことが必要であると考えます。本会計は、前年度比十一%増の歳入歳出総額になっているが、利用者は今後も増加していくものと見込まれ、本事業の健全化と安定した運営が望まれます。

#### ⑧ 浄化槽事業特別会計

平成十七年度の本会計決算は、歳入一、二一、四〇三、千円、歳出一、二一、二四九、千円で、実質収支も一、五四千円の赤字となっています。

本会計は、施設整備事業と施設管理事業を一本として会計処理したものであり、前年度比二十二%強の歳入歳出増になっているが、整備計画の前倒しにより整備を促進するためのもとなつています。設計や工事請負の執行に当たっては、厳正な入札、適正な執行をもって実施されるよう求めます。また、収入未済額が二十九千円ありますが、今後の管理施設の増加に対して、口座振替率一〇〇%、収入未済額〇の目標をもつて対応していくことを求めます。

#### (4) 財産管理について

平成十七年度決算審査において、財産の管理が適正に行われているかについて審査をした結果、公有財産の財産台帳の整備を検討していく必要があると考えます。

## 平成十八年第三回 道志村議会臨時会の開催

八月二十五日に行われた道志村議会臨時会は、提出された案件について慎重審議の結果、いづれも原案どおり可決されました。議決された案件は次のとおりです。

**議案第四十八号** 道志森のコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

**議案第四十九号** 道志川溪流フィッシングセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

**議案第五十号** 道志村特産品加工施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

**議案第五十一号** 道志村グリーンロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

**議案第五十二号** 室久保魚苗センターの設置及び管理に関する条例

**議案第五十三号** 道志村水稻育苗センターの設置及び管理に関する条例

**議案第五十四号** 道志森のコテージの指定管理者の指定について

**議案第五十五号** 道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について

**議案第五十六号** 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について

**議案第五十七号** 道志村グリーンロッジの指定管理者の指定について

**議案第五十八号** 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について

**議案第五十九号** 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について

## 戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます

### ◆平成18年5月に国債の最終償還を迎えた方

#### ●戦傷病者の妻に対する特別給付金の継続支給

戦傷病者である夫が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を受けている場合に、その妻に支給されます。

#### ●戦没者の妻に対する特別給付金への移行

戦傷病者である夫が、不幸にして平成5年4月1日（又は平成8年10月1日）以降平成15年3月31日までに、公務傷病や勤務関連傷病で亡くなられた場合、その妻に支給されます。

#### ●戦傷病者の妻に対する特別給付金の特例支給

戦傷病者である夫が、不幸にして平成5年4月1日（又は平成8年10月1日）以降平成15年3月31日までに、一般の怪我や病気で亡くなられた（平病死した）場合、その妻に支給されます。

### ◆平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に新たに戦傷病者の妻になった方

#### ●戦傷病者の妻に対する特別給付金の新規支給

平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に、夫が戦傷病者として増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給されます。また、この期間内に戦傷病者としてこれらの年金給付を受けている者と結婚をした妻にも支給されます。

### ◆請求期限 平成21年9月30日

### ◆問い合わせ先 道志村役場 住民健康課 TEL 0554-52-2113

## 平成18年度

# 国民健康保険料の料率が決定しました

この度開催された道志村国民健康保険運営協議会の答申を受けて、平成18年度の国民健康保険料料率が下記のとおり決定しました。決定した料率により算出された額が一世帯当たりの保険料です。

国民健康保険は、加入者みなさんで保険料を出し合い、病気、ケガ、出産などに関して必要な医療費等の保険給付を行っていく制度です。私たちの健康を守る大切な国民健康保険を正しく理解し、みなさんでこの制度を守っていきましょう。

### <国民健康保険料の計算方法>

国民健康保険料は、下記のとおり、医療分と介護分にわかれています。

$$\text{国民健康保険料} = \text{医療分} + \text{介護分}$$

医療分と介護分のそれぞれに違う料率を設定し、加入世帯単位で年間保険料額を算出します。

### <平成18年度 国民健康保険料の料率>

#### ●医療分内訳

区分	料率等	説明		
所得割	6.20%	賦課基準所得	×	6.20%
資産割	40.00%	固定資産税額	×	40.00%
均等割	27,000円	加入者数	×	27,000円
平等割	38,000円	1世帯当たり		

※医療分保険料の賦課限度額は、53万円です。

#### ●介護分内訳（40歳以上65歳未満の方のみ）

区分	料率等	説明		
所得割	1.30%	賦課基準所得	×	1.30%
資産割	9.50%	固定資産税額	×	9.50%
均等割	8,500円	加入者数	×	8,500円
平等割	7,000円	1世帯当たり		

※介護分保険料の賦課限度額は、9万円です。

※介護保険の第2号被保険者なので、医療分と介護分をあわせて納めていただきます。

# 国民健康保険と 老人保健

平成18年  
10月から



## の一部が変わります

今回の改正は、急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である『国民皆保険制度』を維持し、将来にわたり持続可能なものにするために、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保するためのものです。

### 70歳未満の方

#### ①高額療養費の自己負担限度額（月額）が一部引き上げられます

1ヶ月に同一の医療機関に支払った自己負担額の合計額が、自己負担限度額を超えた場合、申請するとその超えた分が高額療養費として支給されます。

＜10月1日からの70歳未満の方の自己負担限度額＞

区分	自己負担限度額
上位所得者 ※1	150,000円 + (かかった医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1%
住民税非課税 ※2	35,400円

※1 同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯

※2 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の方

#### ②出産育児一時金が引き上げられます

＜被保険者が出産したときに受けられる一時金の支給額＞

9月30日まで	→	10月1日以降の出産から
1児につき 300,000円		1児につき 350,000円

#### ③人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が引き上げられます

＜上位所得者の自己負担限度額＞

9月30日まで	→	10月1日から
10,000円		200,000円

上位所得者以外の方は、これまでどおり1万円です。

## 70歳以上の方（老人医療受給対象者も含む）

### ①医療費の自己負担割合が一部引き上げられます

現役世代並みの所得がある、一定以上所得者の負担割合が引き上げられます。

一定以上所得者以外の方は、これまでと変わりなく1割負担です。

9月30日まで		➔	10月1日から	
一定以上所得者 ※1	2割		一定以上所得者 ※1	3割
一定以上所得者以外	1割		一定以上所得者以外	1割

### ②高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額（月額）が一部引き上げられます

1ヶ月に同一の医療機関に支払った自己負担額の合計額が、自己負担限度額を超えた場合、申請するとその超えた分が高額療養費（高額医療費）として支給されます。

＜10月1日からの70歳以上の方の自己負担限度額＞

区 分	外来 (個人ごと)	世帯単位で入院と外来が あった場合は合算
	一定以上所得者	
一 般	12,000円	44,400円
住民税非課税Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ ※3		15,000円

※2 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の方  
(老人保健受給者の場合は、世帯員全員が住民税非課税の方)

※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方

### ③療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が引き上げられます

70歳以上の方が療養病床に入院する場合、これまでは食材料費相当の1食260円の負担でしたが、10月からは食費と居住費を負担することになります。

＜一般の方が療養病床に1ヶ月間入院した場合の料金の目安＞

9月30日まで	➔	10月1日から	
食材料費相当分を負担 約 24,000円		食 費 42,000円 居住費 10,000円	

**問合せ先**

住民健康課 国保医療係・老人医療係  
TEL 0554 - 52 - 2113 (直通)